

6 医療保障保険

【保険期間】2023年1月1日(日)～2023年12月31日(日)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

保障内容	本 人・配偶者	本 人・配偶者・こども	
	8,000 円	5,000 円	3,000 円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 8,000 円 ×入院日数	日額 5,000 円 ×入院日数	日額 3,000 円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者		
	8,000 円	5,000 円	3,000 円
16～19歳 (2003.7.2～2007.7.1)	1,653円	1,044円	638円
20～24歳 (1998.7.2～2003.7.1)	2,100円	1,323円	805円
25～29歳 (1993.7.2～1998.7.1)	2,412円	1,518円	922円
30～34歳 (1988.7.2～1993.7.1)	2,532円	1,593円	967円
35～39歳 (1983.7.2～1988.7.1)	2,526円	1,590円	966円
40～44歳 (1978.7.2～1983.7.1)	2,780円	1,751円	1,065円
45～49歳 (1973.7.2～1978.7.1)	3,188円	2,009円	1,223円
50～54歳 (1968.7.2～1973.7.1)	4,050円	2,553円	1,555円
55～59歳 (1963.7.2～1968.7.1)	5,199円	3,282円	2,004円
60～64歳 (1958.7.2～1963.7.1)	7,054円	4,459円	2,729円
65～69歳 (1953.7.2～1958.7.1)	10,121円	6,404円	3,926円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	5,000 円	3,000 円
0～22歳 (2000.7.2以降に生まれた方)	1,117円	679円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
- 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.47

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金をお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - 告知義務違反により解除となったとき
 - 詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - 保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - 重大事由に該当し解除となったとき
- 入院給付金について
 - 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- 死亡保険金について
 - 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45